

平成 27 年度における公共用水域及び地下水の水質調査結果について

1 公共用水域

平成 27 年度は、河川については 100 河川 139 地点、海域については 22 地点で水質調査を行いました（図 1）。

調査機関：国土交通省近畿地方整備局、大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市

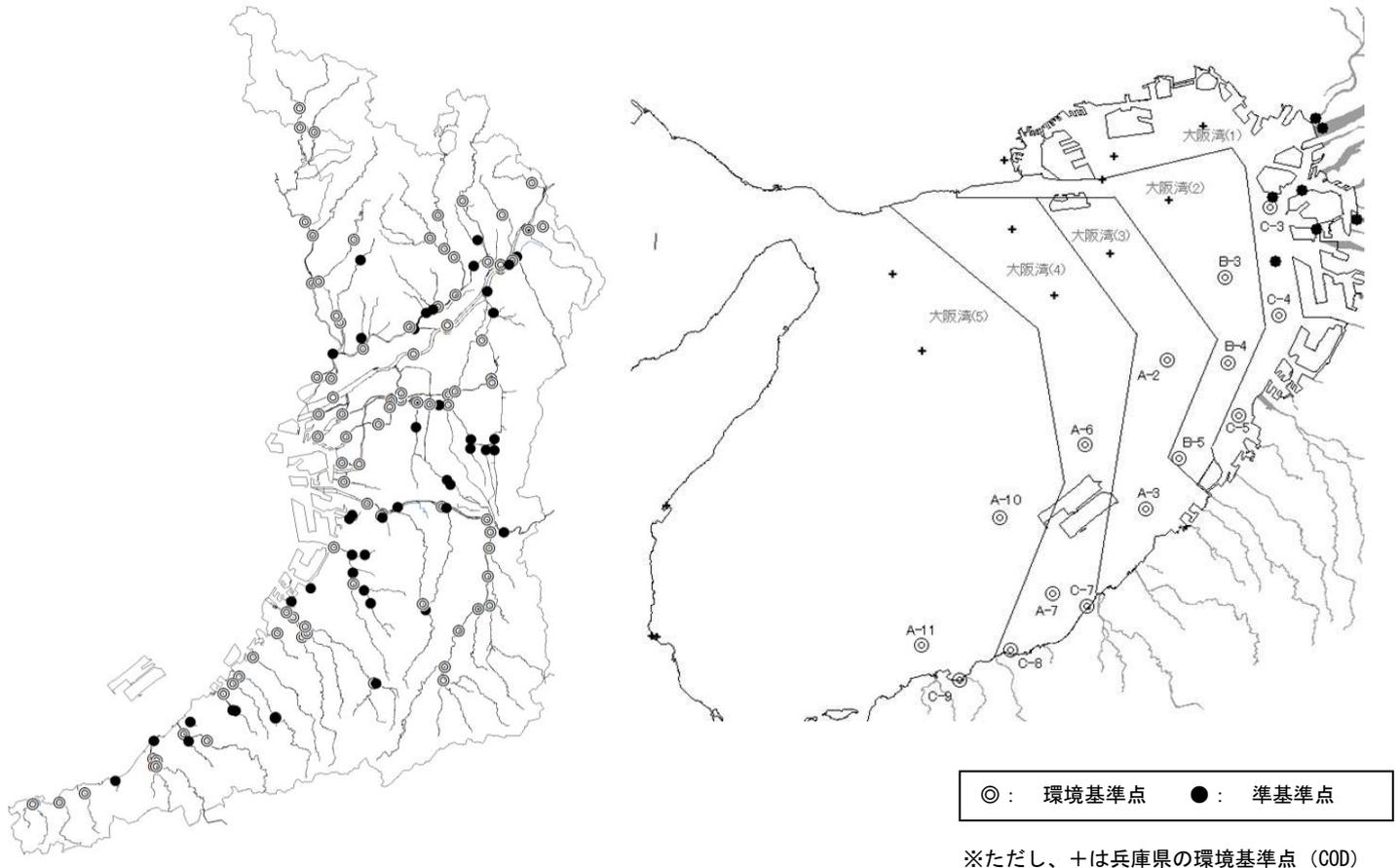


図 1 公共用水域の水質測定地点

(1) 河川

①健康項目^{※1}

- 健康項目については、全 139 地点のうち 128 地点で環境基準を達成しました（表 1）。
- 環境基準を達成しなかった項目は、ほう素（10 地点）と鉛（1 地点）です。ほう素については、河口部であり海水の影響によるものです。鉛については、原因究明等のため上流域を含め超過確認以降 6 ヶ月にわたり採水調査や発生源調査を行ったところ、いずれも環境基準値の超過はなく、原因の特定には至りませんでした。なお、環境基準を達成しなかったいずれの地点においても、上水道水源としての利用はありません。

※1 健康項目：カドミウム、全シアンなどの人の健康の保護に関する項目（河川は 27 項目、参考資料の参考表 1 を参照）

表 1 河川の健康項目の環境基準達成状況

年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	計
調査地点数	144	144	144	144	144	144	144	144	139	139	1574
環境基準達成地点数	133	134	132	136	134	136	134	134	135	128	1467
環境基準達成率(%)	92.4	93.1	91.7	94.4	93.1	94.4	93.1	93.1	97.1	92.1	—
基準を達成しなかった項目及びその地点数※	鉛	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	砒素	1	0	1	1	0	0	1	1	0	5
	ジクロロメタン	0	1	1	0	1	0	0	0	0	4
	ふっ素	2	1	0	0	0	1	0	1	0	6
	ほう素	9	9	10	7	9	8	9	9	4	10

(注)※：同一地点で複数の項目が基準を達成しなかった年度があります。

②BOD※2

- 河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準の達成率は、長期的に改善傾向にあり、平成 27 年度は 96.3%と前年度の 90.1%から向上し、過去最高となりました（類型が指定されている 81 水域のうち 78 水域で達成。図 2、表 2）。水域別に見ると、平成 27 年度は泉州諸河川で初めて達成率が 100%となりました（表 3）。
- また、主要河川の BOD 濃度については、いずれも改善又は横ばいの傾向で推移し、近年、2～3mg/L 程度と低い値になっています（図 3）。
- なお、BOD3mg/L 以下（B 類型の環境基準値）を満たす河川の割合については、平成 27 年度は 81.5%と「大阪 21 世紀の新環境総合計画」で定める目標（80%）を達成しました（図 4）。
- これは、工場・事業場への排水規制や下水道整備等の生活排水対策の効果が着実に表れているものと考えられます。

※2 BOD：河川等の水の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機汚濁物質が微生物によって分解されるときに消費される酸素量から求めます。この数値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多く、水が汚れていることを示します。

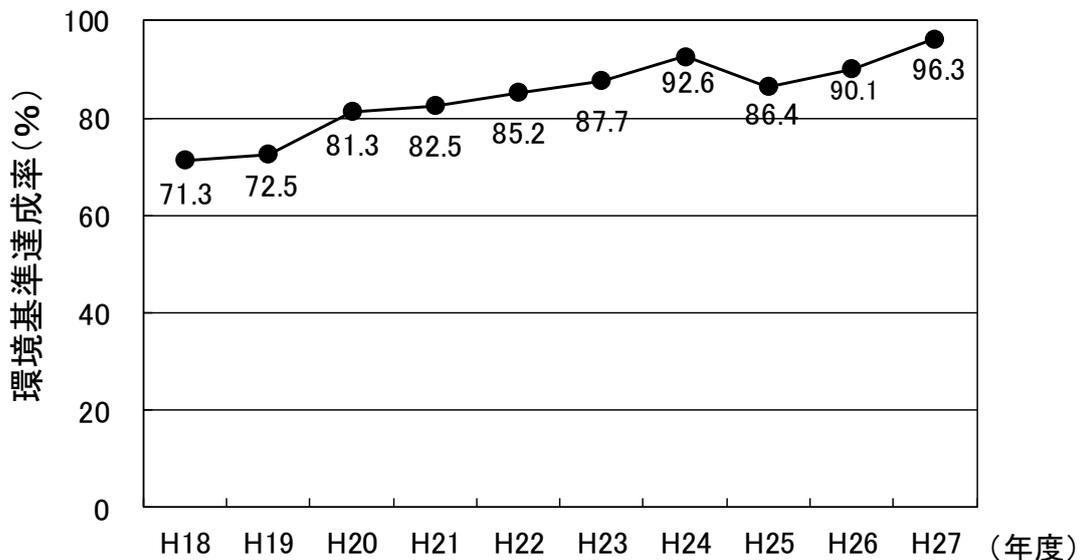


図 2 河川の BOD 環境基準達成率の推移

表2 河川のBODの環境基準達成状況（類型別）

年度 項目 類型(基準値)	平成18		平成19		平成20		平成21		平成22		平成23		平成24		平成25		平成26		平成27	
	達成 状況	達成 率(%)																		
A 2mg/L 以下	19 — 22	86.4	19 — 22	86.4	19 — 22	86.4	20 — 23	87.0	27 — 29	93.1	26 — 29	89.7	28 — 29	96.6	27 — 29	93.1	29 — 29	100	29 — 29	100
B 3mg/L 以下	17 — 27	63.0	18 — 27	66.7	20 — 27	74.1	19 — 26	73.1	22 — 27	81.5	20 — 27	74.1	24 — 27	88.9	22 — 27	81.5	23 — 27	85.2	25 — 27	92.6
C 5mg/L 以下	10 — 14	71.4	11 — 14	78.6	11 — 14	78.6	12 — 14	85.7	6 — 8	75.0	8 — 8	100	7 — 8	87.5	6 — 8	75.0	6 — 8	75.0	8 — 8	100
D 8mg/L 以下	5 — 10	50.0	4 — 10	40.0	8 — 10	80.0	8 — 10	80.0	10 — 13	76.9	13 — 13	100	12 — 13	92.3	12 — 13	92.3	11 — 13	84.6	12 — 13	92.3
E 10mg/L 以下	6 — 7	85.7	6 — 7	85.7	7 — 7	100	7 — 7	100	4 — 4	100	4 — 4	100	4 — 4	100	3 — 4	75.0	4 — 4	100	4 — 4	100
全 類 型	57 — 80	71.3	58 — 80	72.5	65 — 80	81.3	66 — 80	82.5	69 — 81	85.2	71 — 81	87.7	75 — 81	92.6	70 — 81	86.4	73 — 81	90.1	78 — 81	96.3

(注) ・達成状況の上段は達成水域数を表し、下段は類型全水域数を表しています。
 ・府内河川81水域のA、B、C、D、Eの当てはめについては参考資料の参考表2を参照してください。
 ・平成20年度及び平成21年度にそれぞれ類型指定の見直しを行っています。

表3 河川のBODの環境基準達成状況（水系別）

年度 項目 水系名	平成18		平成19		平成20		平成21		平成22		平成23		平成24		平成25		平成26		平成27	
	達成 状況	達成 率(%)																		
淀川水系	6 — 9	66.7	6 — 9	66.7	5 — 9	55.6	7 — 9	77.8	7 — 9	77.8	5 — 9	55.6	8 — 9	88.9	7 — 9	77.8	7 — 9	77.8	8 — 9	88.9
神崎川水系	16 — 17	94.1	16 — 17	94.1	16 — 17	94.1	15 — 17	88.2	16 — 17	94.1	17 — 17	100	16 — 17	94.1	16 — 17	94.1	16 — 17	94.1	16 — 17	94.1
寝屋川水系	3 — 6	50.0	2 — 6	33.3	6 — 6	100	6 — 6	100	6 — 7	85.7	7 — 7	100	7 — 7	100	7 — 7	100	6 — 7	85.7	7 — 7	100
大阪市内河川	10 — 12	83.3	12 — 12	100	12 — 12	100	12 — 12	100	12 — 12	100	11 — 12	91.7	12 — 12	100	12 — 12	100	12 — 12	100	12 — 12	100
大和川水系	8 — 12	66.7	7 — 12	58.3	9 — 12	75.0	9 — 12	75.0	8 — 12	66.7	12 — 12	100	11 — 12	91.7	11 — 12	91.7	10 — 12	83.3	11 — 12	91.7
泉州諸河川	14 — 24	58.3	15 — 24	62.5	17 — 24	70.8	17 — 24	70.8	20 — 24	83.3	19 — 24	79.2	21 — 24	87.5	17 — 24	70.8	22 — 24	91.7	24 — 24	100
全 水 系	57 — 80	71.3	58 — 80	72.5	65 — 80	81.3	66 — 80	83	69 — 81	85.2	71 — 81	87.7	75 — 81	92.6	70 — 81	86.4	73 — 81	90.1	78 — 81	96.3

(注) ・達成状況の上段は達成水域数を表し、下段は当該水系における全水域数を表しています。
 ・各水系における河川の類型については参考資料の参考表2を参照してください。
 ・平成20年度及び平成21年度にそれぞれ類型指定の見直しを行っています。

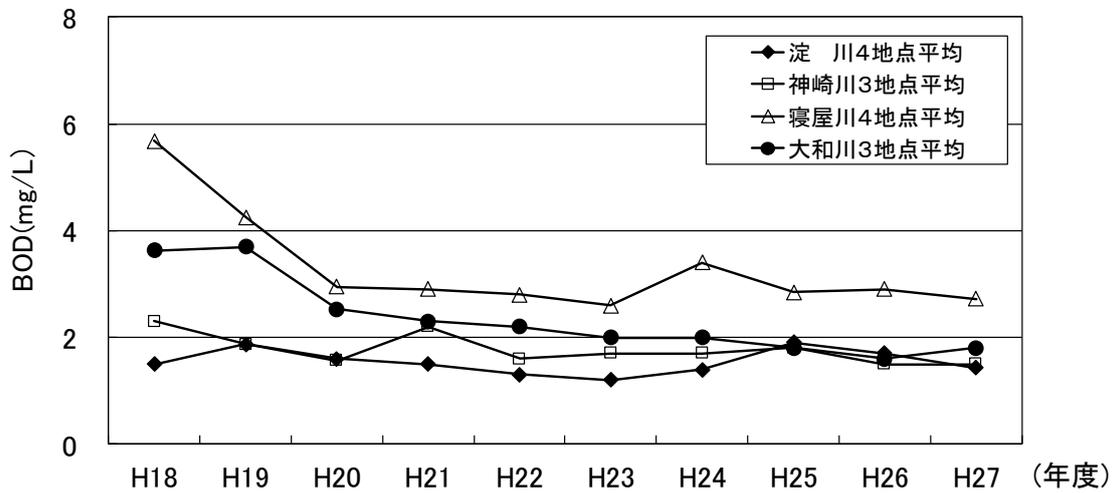


図3 主要河川のBOD濃度（年平均値）の推移

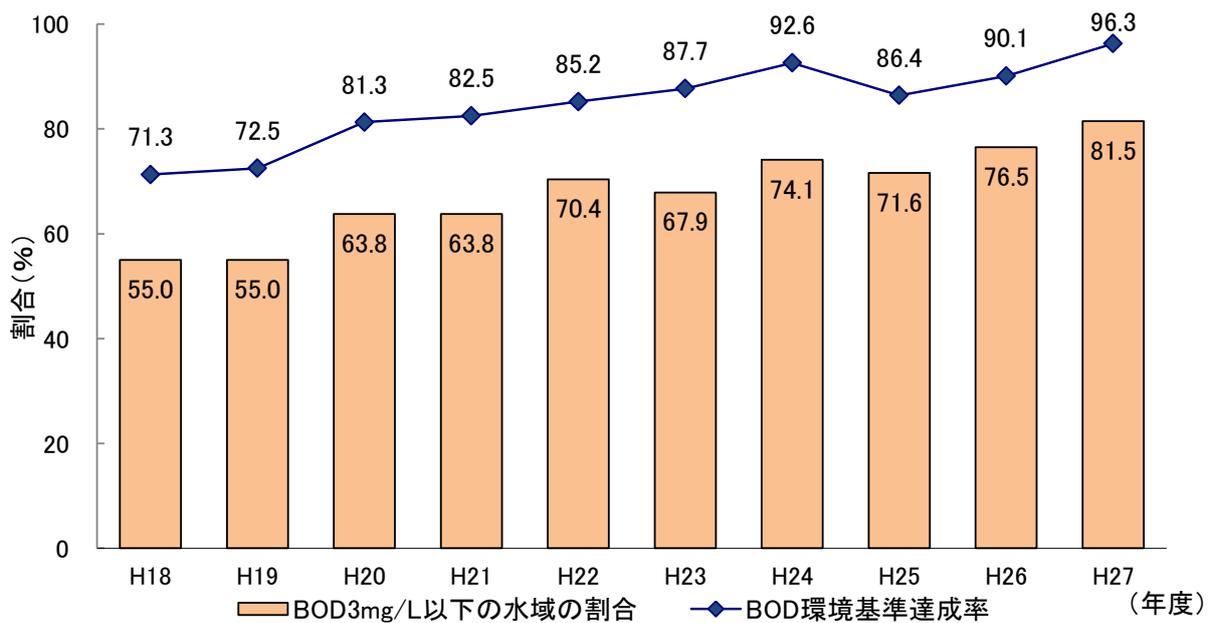


図4 BOD環境基準達成率及びBOD 3mg/L以下を満たす河川の割合の推移

③水生生物の保全に係る項目^{※3}

- 水生生物の保全に係る項目のうち全亜鉛については、環境基準の達成率は93.7%（水生生物の保全に係る類型が指定されている63水域のうち59水域で達成）であり、平成22年度以降、毎年90%以上で推移しています（図4^{※4}）。

※3 水生生物の保全に係る項目には、全亜鉛・ノニルフェノール・LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の3項目が設定されており、環境基準値については参考資料の参考表3を参照。

※4 平成21年11月30日に、水生生物の保全に係る類型の指定されている水域数が63水域となり、平成22年度からこれらの水域で環境基準の評価を開始しました。

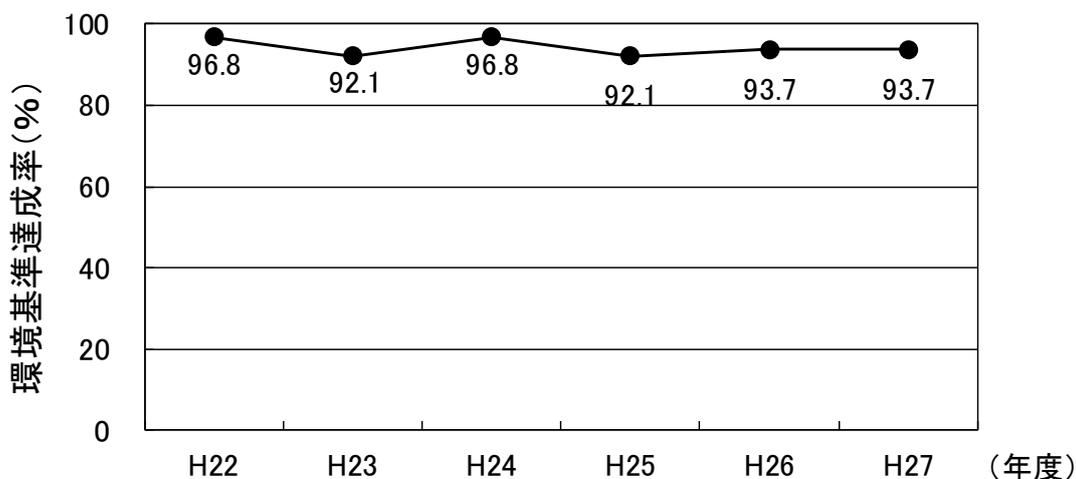


図5 河川的全亜鉛環境基準達成率の推移

- 平成24年度に環境基準が設定されたノニルフェノール並びにLASについては、測定を開始した年度^{※5}以降63水域全域で環境基準を達成しています。

※5 ノニルフェノールは平成25年度から、LASは平成26年度から測定を開始しました。

(2) 海域

①健康項目※6

健康項目については、全測定地点で環境基準を達成しました。昭和 47 年度の測定開始以降、全測定地点で環境基準を達成しています。

※6 健康項目：カドミウム、全シアンなどの人の健康の保護に関する項目（海域は 25 項目、参考資料の参考表 1 を参照）

②COD※7

- 海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量（COD）については、兵庫県域も含め、類型指定されている 12 水域のうち 9 水域（A 類型：3 水域中 1 水域、B 類型：2 水域中 1 水域、C 類型：7 水域中 7 水域）で環境基準を達成しました（表 4）。近年、横ばいの傾向が続いていた達成率は、平成 27 年度は大阪湾（5）で達成したことから昭和 56 年度以来 34 年ぶりに 66.7%から 75.0%に向上しました。
- この大阪湾（5）は湾口部に位置していることから、陸域から流入する汚濁負荷の影響と、紀伊水道等との海水交換により湾外の影響を受ける海域です。近年の紀伊水道の水質については明らかな上昇・低下の傾向は見られません。大阪湾（5）の水質の改善は、長年にわたる工場・事業場への排水規制や下水道整備などの生活排水対策による陸域からの負荷の削減の効果が表れてきたものと考えられます。

※7(1) COD：海域等の水の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機物などの污染源となる物質を、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量で表したものです。この数値が大きいかほど水中の汚濁物質の量が多く、水が汚れていることを示します。

※7(2) COD の環境基準達成状況の年間評価については、水域ごとに、全ての環境基準点において 75%値（2層以上で採取する場合は各層を平均した値を採用）が環境基準値を満足している場合に、環境基準を達成しているものと判断します。

（75%値：数値の低い方から順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目（n はデータ数）の測定値）

表 4 大阪湾における COD（全層）環境基準達成状況及び達成地点数

水域	類型	年度									
		平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
大阪湾(1)	環境基準達成状況	達成									
	75%値が環境基準値を下回る地点数/全地点数	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5
大阪湾(2)	環境基準達成状況	未達成									
	75%値が環境基準値を下回る地点数/全地点数	3 / 5	2 / 5	1 / 5	1 / 5	1 / 5	3 / 5	0 / 5	2 / 5	3 / 5	3 / 5
大阪湾(3)	環境基準達成状況	未達成									
	75%値が環境基準値を下回る地点数/全地点数	0 / 3	0 / 3	0 / 3	0 / 3	0 / 3	0 / 3	0 / 3	0 / 3	0 / 3	0 / 3
大阪湾(4)	環境基準達成状況	未達成									
	75%値が環境基準値を下回る地点数/全地点数	0 / 4	0 / 4	0 / 4	0 / 4	0 / 4	0 / 4	0 / 4	0 / 4	0 / 4	0 / 4
大阪湾(5)	環境基準達成状況	未達成									達成
	75%値が環境基準値を下回る地点数/全地点数	3 / 4	2 / 4	2 / 4	2 / 4	3 / 4	3 / 4	3 / 4	3 / 4	3 / 4	4 / 4
港内7水域	環境基準達成状況	達成									
	75%値が環境基準値を下回る地点数/全地点数	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1
	環境基準達成状況	達成									
	75%値が環境基準値を下回る地点数/全地点数	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6

- 参考に大阪府域の COD に係る環境基準点 15 地点をみると、COD 濃度は、近年緩やかな減少または横ばい傾向です（図6）。

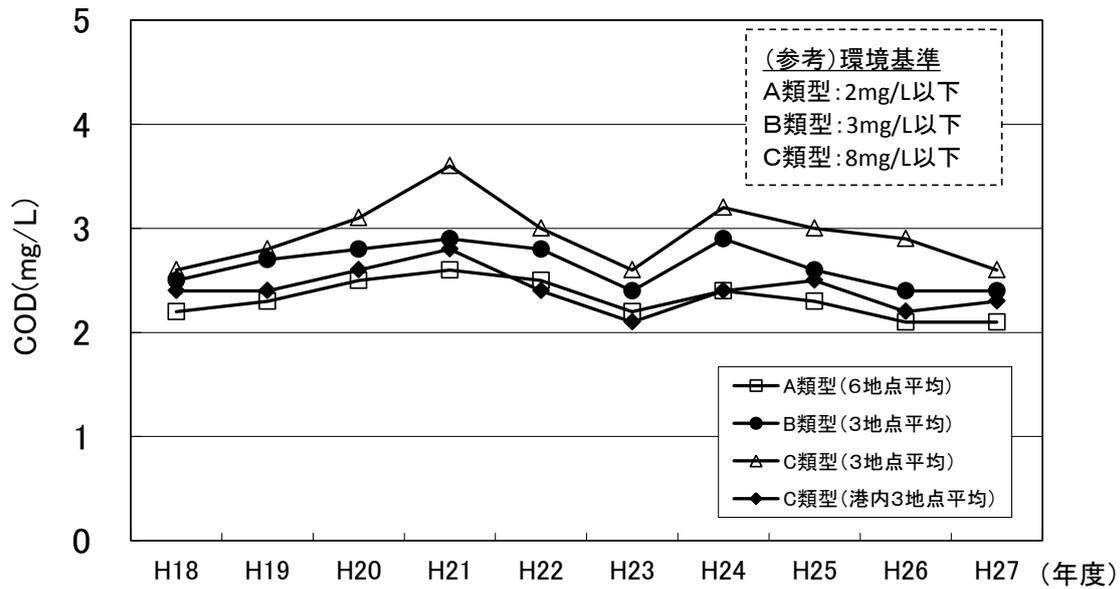


図6 大阪湾のCOD濃度（全層年平均値）の推移（大阪府測定地点）

③全窒素及び全りん

- 富栄養化の主要な原因物質とされている全窒素及び全りんについては、兵庫県域も含め、3水域に類型が当てはめられており^{※8}、平成27年度は全窒素及び全りんともに全水域で環境基準を達成しました。

※8 全窒素及び全りんの環境基準達成状況の年間評価については、水域ごとに、各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものと判断します。

- 参考に大阪府域の全窒素及び全りに係る環境基準点 12 地点における表層の濃度は、近年、概ね横ばい傾向です。（図7、図8）

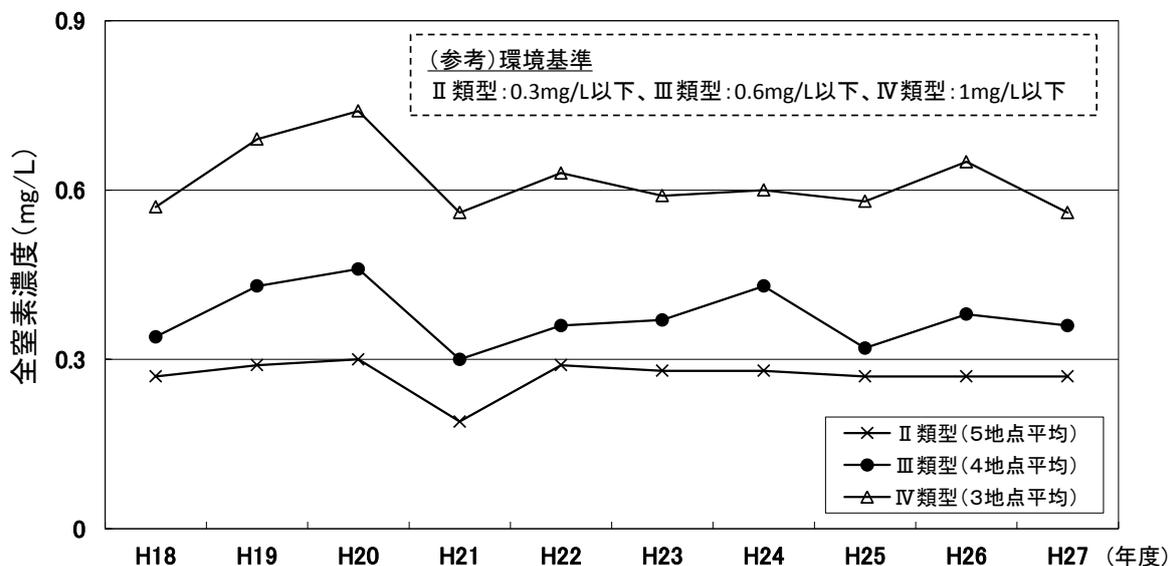


図7 大阪湾の全窒素濃度（表層年平均値）の推移（大阪府測定地点）

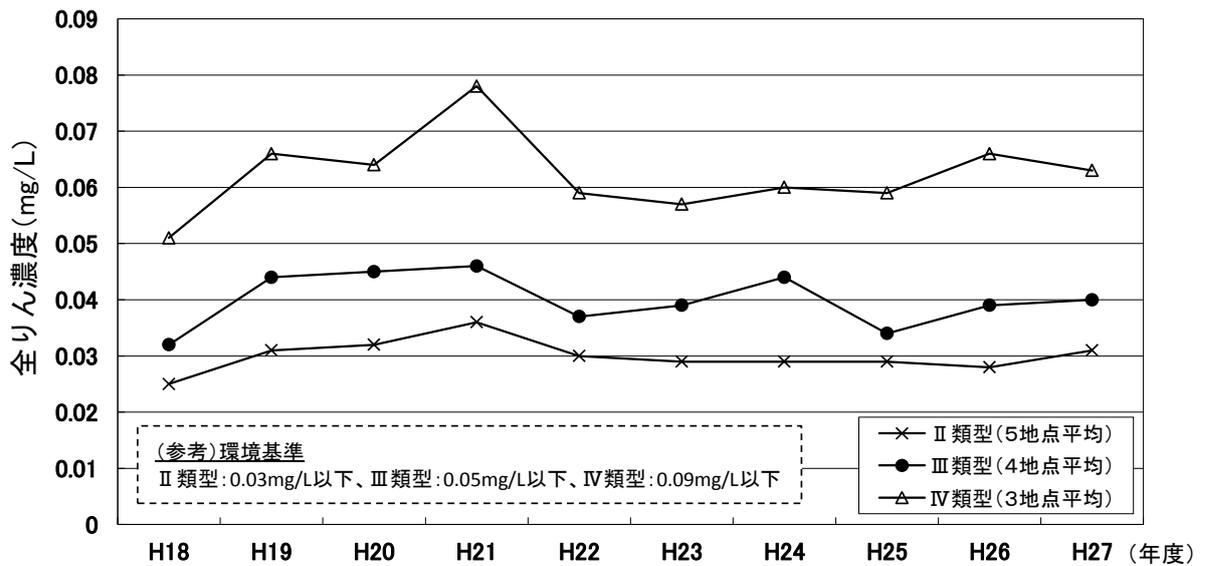


図8 大阪湾の全りん濃度（表層年平均値）の推移（大阪府測定地点）

④水生生物の保全に係る項目

- 全亜鉛については、現在の類型での測定を開始した平成 22 年度以降、全測定地点で年平均値が環境基準値を満足しています。
- 平成 24 年度に環境基準が設定されたノニルフェノール並びに LAS については、測定を開始した年度^{※9}以降、全測定地点で年平均値が環境基準値を満足しています。

※9 ノニルフェノールは平成 25 年度から、LAS は平成 26 年度から測定開始。

2 地下水

- ・府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するために、平成 27 年度は、75 地点の井戸水について、環境基準が定められている項目※10を対象に概況調査を実施しました。その結果、73 地点で環境基準を達成（達成率 97.3%）しており、達成率の経年変化は横ばいの傾向です（図9、表5）。環境基準を達成しなかった項目は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（1 地点）とふっ素（1 地点）でした。
- ・また、概況調査や事業者による自主的な調査等により環境基準値等を超過した 22 地点それぞれの周辺地区では、大阪府地下水質保全対策要領等に基づき、必要に応じ、汚染範囲及び原因究明等の調査（汚染井戸周辺地区調査）を実施するとともに、飲用指導を行いました。
- ・さらに、過去に発見された地下水汚染地域において継続的に地下水質を監視するための調査（継続監視調査）を 134 地点で実施し、67 地点で環境基準を達成しました。

※10 カドミウム、全シアン等 28 項目（参考資料の参考表 1 を参照）

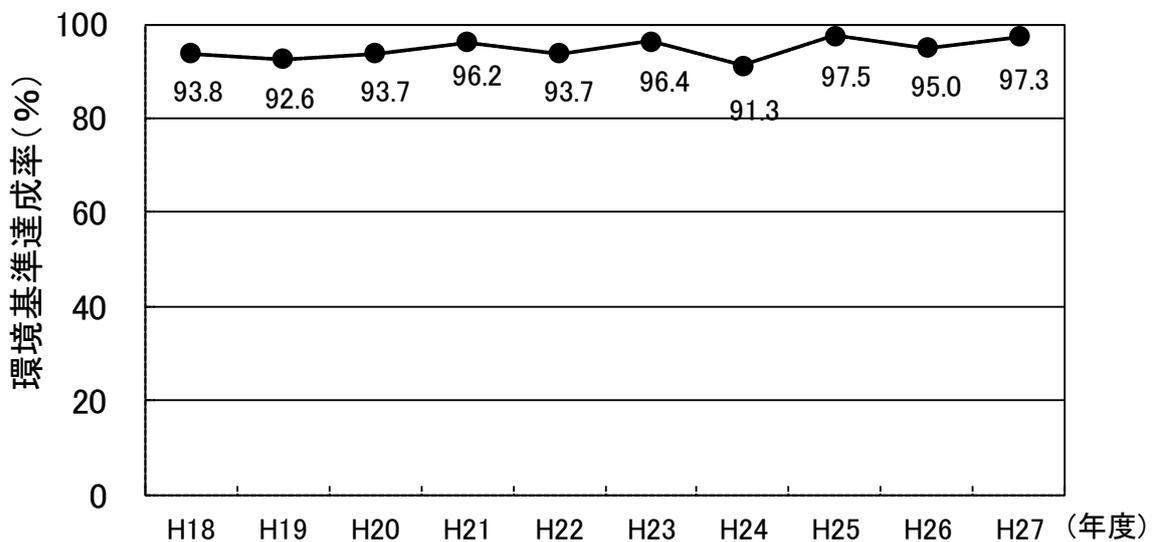


図9 地下水質概況調査の環境基準達成率の推移

表5 地下水質概況調査における環境基準達成状況

年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	計	
調査地点数	81	81	79	78	79	83	80	81	80	75	880	
環境基準達成地点数	76	75	74	75	74	80	73	79	76	73	837	
環境基準達成率(%)	93.8	92.6	93.7	96.2	93.7	96.4	91.3	97.5	95.0	97.3	—	
基準を達成しなかった項目及びその地点数※	鉛	1	3	1	1		1	2		1	10	
	砒素						1		1		3	
	総水銀	1			1						2	
	VOC ※2		3	1	1	1	2		1		9	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3		3		4		3	1		15	
	ふっ素							1	1		1	3
	ほう素		1						1	1		3

(注)※1: 同一地点で複数の項目が基準を達成しなかった年度があります。

※2: VOC: 揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds)の略称

ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン)の13項目を指します。

基準を達成しなかった項目は、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの4項目です。

参考資料

参考表1 公共用水域(健康項目)及び地下水の環境基準値一覧

(平成28年3月31日現在)

項目	環境基準値	
	公共用水域	地下水
カドミウム	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(シス体) 0.04mg/L以下	(シス及びトランス体) 0.04mg/L以下

項目	環境基準値	
	公共用水域	地下水
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	10mg/L以下
ふっ素(※)	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素(※)	1mg/L以下	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下

(※) ふっ素、ほう素の基準値は、海域には適用しません。

参考表2 河川における環境基準の水域類型指定一覧表

(平成28年3月31日現在)

区分	河川水域名	範囲	該当類型	
			BOD等	水生生物保全
淀川水系	淀川下流(1)	(宇治川合流点から長柄堰まで)	B	生物B
	淀川下流(2)	(長柄堰より下流)	C	生物B
	船橋川	(全域)	B	生物B
	穂谷川	(全域)	B	生物B
	檜尾川	(全域)	B	生物B
	天野川	(奈良県界より下流)	B	生物B
	芥川(1)	(京都府界から塚脇橋まで)	A	生物A
	芥川(2)	(塚脇橋より下流)	A	生物B
	水無瀬川	(全域)	A	生物A
	神崎川	(安威川、猪名川を除く神崎川)	B	生物B
神崎川水系	安威川上流	(茨木市取水口より上流)	A	生物A
	安威川下流(1)	(茨木市取水口から戸伏まで)	A	生物B
	安威川下流(2)	(戸伏から大正川合流点まで)	A	生物B
	安威川下流(3)	(大正川合流点より下流)	B	生物B
	佐保川及び茨木川	(全域)	A	生物B
	大正川	(全域)	A	生物B
	勝尾寺川	(全域)	A	生物B
	猪名川上流	(箕面川合流点より上流)	A	生物B
	猪名川下流(2)	(藻川分岐点から藻川合流点まで)	D	生物B
	箕面川(1)	(箕面川取水口より上流)	A	生物A
	箕面川(2)	(箕面川取水口から兵庫県界まで)	A	生物B
	余野川	(全域)	A	生物A
	千里川	(全域)	A	生物B
	田尻川	(兵庫県界より上流)	A	生物A
一庫・大路次川	(京都府界から兵庫県界まで)	A	生物A	
寝屋川水系	山辺川	(全域)	A	生物A
	寝屋川(1)	(住道大橋より上流)	C	生物B
	寝屋川(2)	(住道大橋より下流)	D	—
	恩智川	(全域)	D	—
	古吉川	(全域)	D	—
	第二寝屋川	(全域)	D	—
	平野川分水路	(全域)	D	—
大阪市内河川	平野川	(全域)	D	—
	大川	(大川全域及び城北川全域)	B	生物B
	堂島川	(全域)	B	生物B
	土佐堀川	(全域)	C	生物B
	道頓堀川	(全域)	B	生物B
	正蓮寺川	(全域)	B	生物B
	六軒家川	(全域)	B	生物B
	安治川	(全域)	B	生物B
	尻無川	(全域)	B	生物B
	木津川	(全域)	B	生物B
	木津川運河	(全域)	B	生物B
	住吉川	(全域)	B	生物B
	東横堀川	(全域)	B	生物B

区分	河川水域名	範囲	該当類型	
			BOD等	水生生物保全
大和川水系	石見川	(全域)	B	生物B
	千早川	(全域)	A	生物B
	天見川	(全域)	B	生物B
	石見川	(全域)	A	生物A
	飛鳥川	(全域)	C	生物B
	梅川	(全域)	A	生物B
	佐備川	(全域)	C	生物B
	大和川中流	(桜井市初瀬取入口から浅香山まで)	C	生物B
	大和川下流	(浅香山から下流)	D	生物B
	東除川	(全域)	C	生物B
泉州諸河川	西除川(1)	(狭山池流出端より上流)	B	生物B
	西除川(2)	(狭山池流出端より下流)	D	—
	石津川	(全域)	D	—
	和田川	(全域)	C	生物B
	大津川上流	(泉大津市高津取水口より上流)	B	生物B
	大津川下流	(泉大津市高津取水口より下流)	D	—
	牛滝川	(全域)	B	生物B
	松尾川	(全域)	B	生物B
	横尾川	(全域)	B	生物B
	父鬼川	(全域)	A	生物B
河川	春木川	(全域)	D	—
	津田川	(全域)	E	—
	近木川上流	(稲谷川合流点より上流)	B	生物B
	近木川下流	(稲谷川合流点より下流)	D	—
	見出川	(全域)	E	—
	佐野川	(全域)	E	—
	樫井川上流	(兎田橋より上流)	B	生物B
	樫井川下流	(兎田橋より下流)	E	—
	男里川	(全域)	A	生物B
	金熊寺川	(全域)	A	生物B
菟砥川	(全域)	A	生物B	
山中川	(全域)	A	生物B	
番川	(全域)	A	生物B	
大川	(全域)	A	生物B	
東川	(全域)	A	生物B	
西川	(全域)	A	生物B	

(注) 「—」は類型指定がされていないことを表す

平成21年11月30日改定

参考表3 河川における水生生物の保全に係る項目の環境基準値一覧

(平成28年3月31日現在)

類型 [○]	水生生物の生息状況の適応性 [○]	基準値 [○]		
		全亜鉛 [○]	ノニルフェノール [○]	直鎖アルキル [○] ベンゼンスルホン酸 [○] 及びその塩(LAS) [○]
生物A [○]	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 [○]	0.03mg/L [○] 以下 [○]	0.001mg/L [○] 以下 [○]	0.03mg/L [○] 以下 [○]
生物特A [○]	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 [○]	0.03mg/L [○] 以下 [○]	0.0006mg/L [○] 以下 [○]	0.02mg/L [○] 以下 [○]
生物B [○]	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 [○]	0.03mg/L [○] 以下 [○]	0.002mg/L [○] 以下 [○]	0.05mg/L [○] 以下 [○]
生物特B [○]	生物A、又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 [○]	0.03mg/L [○] 以下 [○]	0.002mg/L [○] 以下 [○]	0.04mg/L [○] 以下 [○]